

意見書の骨子案、検討開始

— 企業審サステナ情報保証部会

去る7月3日、金融庁は第2回企業会計審議会第2回サステナビリティ情報保証部会（部会長・阪智香・関西学院大学商学部教授）を開催した。

意見書の全体像および骨子イメージが示され、審議が行われた。主な審議事項は次のとおり。

基準の性格・策定のあり方

(1) 基準の性格

事務局は、国際基準と同等な基準としつつ必要な調整を行ったものをわが国の保証基準等（保証基準（JSSA5000）、品質管理基準（JQMI）、倫理・独立性基準（JESSA）とすることとした。

(2) 基準策定のあり方

事務局は、基準策定のあり方について主に次のような対応案を示した。

① サステナビリティ情報の保証業務が新しい分野であることから、一般に公正妥当と認められたものではなく、保証業務実施者が遵守すべき保証基準、品質管理基準、倫理・

独立性基準として法令において指定するものと整理する。

② 保証基準等の具体的な策定のあり方として、日本公認会計士協会「サステナビリティ保証業務実施指針5000」等をもとに、適切な修正等を行い、関係者の意見を踏まえて策定する。

委員からは、①について、新しい分野ではあるものの当部会で審議が行われていることや法令で指定されること等から、「一般に公正妥当と認められたもの」とすべきとの意見が多く聞かれた。

保証業務に関する重要な事項

保証業務に関する重要な事項として、次のような内容が挙げられた。

(1) 保証範囲

法令によって第三者保証が義務づけられている範囲について、当初2年間義務づけられている部分保証（スコープ1・2 GHG排出量、ガバナンス、リスク管理）においては、保証業務実施者が結論を表明するため、適用される規程および保証範囲の明確化が必要である。

(2) 財務諸表との関係
財務諸表監査人とサステナビリティ情報の保証業務実施者が異なることも想定されるところ、両者が適切にコミュニケーションを取ることが重要である。

(3) その他留意すべき事項

法令に基づく第三者保証は、保証実務がいまだ発展途上にあることから、段階的に実務や制度を成熟させていくといった考え方を共有することが重要である。また、保証業務実施者には指導的機能を発揮することが期待されている。

委員からは、「指導的機能を期待する」とあるが、独立性が損なわれないようにするよう、追加の記述が必要」との意見が聞かれた。

国際基準との調整

前回会議において国際基準との調整を検討するとされた次の論点について意見書に記載する骨子イメージが示された。

(1) ガバナンスに責任を負う者
事務局は、ガバナンスに責任を負う者について、「会社法の機関の設置に応じて、監査役等（監査役、監査役会、監査等委

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月10日(月)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
8月31日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和8年5月期) 2カ月延長法人(令和8年4月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

員会または監査委員会)、取締役会が該当する」とする考え方を示した。

委員からは、「経営者が含まれることは望ましくないため、監査役等のみでよいのでは」という意見と「取締役会が入っていないほうが違和感がある」との両論が聞かれた。

(2) 部分保証

適用される規程および保証範囲の明確化が必要であり、いずれも内閣府令において対応すべきであるとされた。

委員からは、「保証報告書の記載内容についても明確化を」との意見が聞かれた。

(3) 審査

サステナビリティ情報の保証業務の質の重要性を踏まえ、基準において審査を明示的に要求事項とすべきであるとされた。

(4) 引継・共同保証

監査法人・監査法人以外間における引継・共同保証への対応の重要性に鑑み、基準において引継・共同保証を明示的に要求事項とすべきとされた。

金融

長期金利上昇と財政要因の影響

長期金利は7月に入り、上昇が意識される状況となっている。新発10年物国債の利回りは、一時2.8%台まで上昇し、1996年10月以来、約30年ぶりの高水準となった。7月8日時点でも10年物国債利回りは2.8%前後で推移しており、長期金利は高水準圏にとどまっている。市場では、日銀による追加利上げ観測が意識されていることも1つの要因とされる。ただ、政府の経済財政運営方針をめぐる国債売り圧力も無視できない材料となっている。

政府が日銀に対し、成長戦略と整合的な金融政策運営を求めるとの見方が出る一方で、財政健全化姿勢が後退するとの受止めもあり、財政拡張を優先する政府が日銀の利上げ判断を制約するのではないかと懸念が市場で意識された。ただ、2.8%台への上昇を追加利上げ観測だけで説明するには不十分だ。むしろ、財政拡張による国債需給の悪化を市場が予見し、国債利回りに財政リスクプレミアムを上乗せしつつあると考えるのが妥当だろう。財政健全化姿勢が

管理部門必修 リスク管理講座

ビッググローブ事件 の教訓(前編)

危機管理シナリオ研究会理事 博士政策研究

樋口 晴彦

循環取引は不正会計の一種で、参加した企業は簡単に売上額を増やせるだけでなく、利益を計上することも可能です。その典型的な兆候は次の諸点です。

- ① 営業キャッシュ・フローがマイナス
- ② 売掛金や受取手形の金額が増大
- ③ 特定の取引相手に対する与信額が急激に膨張
- ④ 在庫が発生しない取引

循環取引には取引の実体がなく、帳簿上は利益が上がっているもキャッシュにできないので、営業キャッシュ・フローがマイナスになります(①)。この循環取引を通じて参加企業が利益を計上すると、それと同額の含み損が必ず発生します。その含み損の隠し場所となる勘定科目が売掛金や受取手形であり、これらの金額が不自然に増えていきます(②)。そして、特定の企業に対する売掛金や受取手形が膨張し、通常の与信枠では足りなくなることが多いのです(③)。商品を在庫として抱えていると、偽装すべき証憑の数が一気に増えるので、在庫を持たなくて済むものを取引対象とすることが多いです(④)。

2025年12月、KDDIグループのビッググローブ(ビ社)とその子会社のX社で循環取引が行われていたことが発覚しました。KDDIの連結決算への影響は、2022年度以降の売上総利益の訂正額が▲499億円でした。

X社では2017年に広告代理事業を開始しましたが、業績が上がらなかつたため、担当者のY氏が循環取引を開始しました。広告代理事業は在庫が発生せず、循環取引につけてい

た。参加してくれる企業には「手数料」として利益を提供しました。2022年度には同事業の売上高が288億円(X社全体の83%)に成長しましたが、そのほとんどが循環取引だったのです。この成長ぶりにビ社が目をつけました。本業のインターネットサービスが頭打ちとなり、新規事業の発掘を進めていたのです。2022年末にビ社は、X社と川下企業の間でビ社が割って入る形で、自ら広告代理事業をスタートしました。ビ社は親会社のKDDIから多額のグループファイナンスを受けて資金をどんどん注ぎ込んだため循環取引は急激に膨張し、2025年度には取引総額が5,000億円を超えました。

どうしてビ社は循環取引を見抜けなかつたのでしょうか。調査報告書によれば、ビ社には広告代理事業に関するノウハウがまったくなかつたうえに、Y氏の偽装工作はなかなか巧妙だったようです。しかし、前述した循環取引の兆候は顕著に表れており、ろくな調査もせずに看過した責任は重いといわざるを得ません。そもそも真(当)な経営感覚があれば、こんなビジネスが存在するわけがないと気づいてしるべきでした。この商流は、つまるところ上流代理店から依頼を受けた仕事を下流代理店に流しているだけです。それがこれほど驚異的な速さで成長し、粗利益も約5%に達しているという「濡れ手に粟」のような話を真に受けるなどどうかしています。

調査報告書によれば、担当取締役を含む多くの関係者がこの取引に対して不審を抱いていたことがうかがえます。それでも徹底的な調査を実施しなかつたのは、前述のとおり本業が頭打ちになって、なんとかして新規事業を発掘しなければならぬという焦燥に駆られていたためでしょう。まさに「貧すれば鈍する」の言葉どおりです。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年 7月3日	少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東証	上場子会社等を対象に、取締役選任議案に対する少数株主の賛成割合等の開示の義務化、独立役員の独立性基準の拡充や開示の見直し等、所要の改正を行うもの。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/t13vrt000001ivb8-att/gaiyo.pdf
2026年 7月7日	改正企業会計基準27号「法人税等に関する会計基準」等	ASBJ	「法人税等に関する会計基準」等において、適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直す等の改正を行うもの。 https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2026/2026-0707.html
2026年 7月8日	金融庁告示46号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」および金融庁告示47号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」	金融庁	ASBJが2026年1月9日に公表した企業会計基準41号「後発事象に関する会計基準」および企業会計基準42号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正(その2)」を、財務諸表等規則および連結財務諸表規則に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に指定するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260708/20260708.html
2026年 7月9日	令和8年度 税制改正の解説	財務省	令和8年度税制改正に関する内容を主税局担当者が税目ごとに解説するもの。関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設、防衛特別所得税の創設などについて解説されている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/explanation/index.html

弱まれば、政策金利の見直しとは別に、日本国債を保有することへのリスクが利回りに反映されやすくなる。さらに、政府が日銀の利上げ判断を制約すると市場が受け取れば、インフレ抑制機能への信認低下から、国債売りが強まる可能性もある。

日銀にとっては、物価抑制には利上げが必要となる一方、利上げは政府債務の利払費を増やすため、政策判断の余地が狭まりやすい。10年物国債利回りが2・8%前後で定着すれば、固定金利借入れや社債発行に加え、設備投資の採算判断に用いる借入金利の前提も上方修正を迫られる。低金利を前提としてきた企業の資金計画にも影響を及ぼし、返済期間の長い借入れほど、影響は大きくなるとみられる。

金利上昇が円安や輸入物価上昇と重なれば、企業は借入れの借換時期や固定金利・変動金利の比率に加え、増加したコストを販売価格にどこまで転嫁するかも見直す必要が高まるといえるだろう。

証券

サムスン・ショックの意味するもの

7月7日、韓国株式市場に世界の目が集まった。韓国のトップ企業で半導体大手のサムスン電子は大幅な企業収益増加となったが、株価は約10%下落した。サムスンが発表した2026年4―6月期の決算によると、営業利益は前年同期比19倍の9兆円に達し、今後も好調が続く見通しである。ところが、株価は急落した。

これを受け、世界的な半導体メーカーは軒並み大幅な株価下落に見舞われた。AI（人工知能）、半導体産業が株式市場のリード役となつて久しいが、当初メモリー半導体はAIと距離

があると思なされ、企業業績も目立つものではなかった。それがAI向けの半導体需要の拡大に誘発されて、今年、爆発的な需要増加となり、サムスンを筆頭に企業収益が一気に好転、株価も急上昇してきた。

サムスンの決算はメモリー半導体の需要爆発を示すものとなったが、株式市場は株価材料が尽きつつあることもあり、サプライズがない、と受け止め

たようだ。このため、サムスン株は意外にも下落に見舞われ、韓国総合株価指数が急落し、さらに韓国以外の市場へも、サムスン・ショックが広がった。特にメモリー半導体の大手キオクシアを擁する日経平均株価も下落が目立った。ところが、メモリー半導体のウエーハの低い台湾市場のショックは大きくなく、加権指数は7月8日にはプラスに転じ、韓国、日本の市場とは対照的な動きとなった。

サムスン・ショックを目の当たりにして、メモリー半導体に異変が起きているのではないかと、その需要爆発に持続性はあるのか、といった疑問が提起されているようだ。だが、それは取り越し苦労というべきだろう。株式市場はメモリー半導体に冷静になるよう促したのである。

これからしばらく半導体メーカーの株価は調整気味に推移するだろうが、インフレ動向、金利引上げなどに対応しつつ、立ち直りの機会をみつけていくと思われる。